

第7章 関係各所・各機関との連携

(1) 保護者との連携

- ①指導員は、常日頃からの保護者とのコミュニケーションを大事にすること。
- ②指導員は、活動内容について、クラブ便りや連絡帳などを通して保護者への周知を図るとともに、~~保護者が参加できるような活動を計画に織り込み、保護者も共に児童クラブの運営に関わることができるように配慮すること。~~
- ③指導員は、保護者会・父母会の行事にできる限り参加すること。

(2) 学校および教育委員会との連携

- ①学校と連続性をもったものとするために、指導員は学校長、各担任教諭、養護教諭、スクールカウンセラーなどとも連携を積極的に図ることとする。
- ②学校との情報交換にあたっては、個人情報保護や秘密の保持について予め児童クラブと学校の間で取り決めることとする。取り交わす情報は具体的には、子どもの下校時間の確認、年間行事、学校施設等を活用した遊び場の確保等学校施設の利用に関する約束、下校時のトラブルや子どもの病気・事故の際の連絡・連携、学校の授業参観や行事への参加、子どもに関する相談や不審者情報等、子どもの安全に関する情報等が考えられる。
- ③放課後の生活を充実させるため、教育委員会において、放課後子ども教室を開催している場合、児童クラブで生活するだけでなく、放課後子ども教室の各種行事に参加する機会を設け、より豊かな放課後の生活を目指すこととする。

(3) 警察等の関係機関との連携

- ①児童の安全確保の観点から地域派出所などの警察機関との連絡体制を密にし、不審者情報や近隣で発生した事件等の情報が速やかに入るよう心がけること。
- ②防災の面からも消防署と連携を取り、災害時や火災発生時に児童が安全に避難できる体制を整えておくこと。
- ③医療機関および児童相談所等との間に相談体制の整備をし、児童に起こりうる問題の解決に対応できるようにすること。
- ④障がい児においては、市の障害担当部署・入会前の保育園や通園施設、発達相談を行う施設等とも連絡を密にし保育を行うこと。

(4) 地域との連携

- ①各児童クラブの指導員および保護者は、地域の行事に参加するなど、地域社会の一員として、近隣住民との関係作りに努めること。

- ②児童クラブの行事を地域にも案内し、地域に理解してもらうように努めること。
- ③生活や遊びの内容を豊かなものにしていくために、施設外保育を含め地域の資源（自然、人材、農地と作物等）を積極的に活用することとする。
- ④民生委員や児童委員、自治会などとの関係を作り、連携を図ること。
- ⑤他の児童クラブとの連携を図ること。